

○七尾市訪日合宿等誘致事業費補助金交付要綱

平成29年4月1日

告示第84号

改正 令和3年12月13日告示第337号

(趣旨)

第1条 この告示は、七尾市内での宿泊を伴う訪日合宿及び教育旅行の促進を図るため補助金を交付し、訪日外国人の誘客及び交流人口の拡大に寄与することを目的とし、七尾市補助金交付規則(平成16年七尾市規則第44号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 団体 学校の学生又はスポーツ、文化等のグループ及び協会に所属する学生の団体
- (2) 学生等 学生及び引率者であって、日本国外に在住する者
- (3) 宿泊施設 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項、第3項及び第4項に規定する旅館業を行う施設をいう。ただし、キャンプ場、バンガロー、ログハウス及び七尾市社会環境整備等に関する条例(平成16年七尾市条例第165号)第2条第1項に規定するモーテル類似施設を除く。
- (4) 人泊数 宿泊施設に宿泊した学生等の人数に当該宿泊数を乗じて得られる延べ数

(補助金の交付)

第3条 市長は、七尾市内で合宿等を行う日本国外の団体に対し補助金を交付する。ただし、支払先は日本国内の金融機関の口座に限る。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、別に補助を受けているもの又は政治的活動、宗教的活動若しくは営利を目的とするものは除く。

- (1) 七尾市内で実施する事業であり、日本国外の団体がクラブ又はサークル活動等により七尾市内の宿泊施設において行う50人泊数以上の合宿であること。
- (2) 七尾市内で実施する事業であり、日本国外の団体が体験学習を目的に七尾市内の宿泊施設において行う10人泊数以上の教育旅行であること。

(補助対象人泊数の算出)

第5条 前条に定める人泊数は、学生数に団体2人までの引率者を加えた数に宿泊数を乗じ

て算出するものとする。

(補助対象経費)

第6条 前条の補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条で算出された補助対象人泊数分の宿泊費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 合宿 人泊数に1,000円を乗じた額
- (2) 教育旅行 人泊数に500円を乗じた額

(補助金の限度額)

第8条 補助金の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 合宿 50万円
- (2) 教育旅行 30万円

(補助対象年度)

第9条 この事業の補助対象年度は、補助金の交付決定を行った日の属する年度とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第10条 補助金の交付の申請をしようとする団体(以下「交付申請団体」という。)は、補助対象事業終了後、30日以内に七尾市訪日合宿等誘致事業費補助金交付申請書及び実績報告書(様式第1号)に市内の宿泊施設への支払いが証明できる書類(期間及び宿泊者数がわかるもの)又は宿泊証明書(様式第2号)、宿泊者名簿、合宿等の行程表及び活動の状況が分かる写真等を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定通知)

第11条 市長は、前条の申請があったときは、申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適正と認めるときは、七尾市訪日合宿等誘致事業費補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)により交付申請団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の交付決定及び額の確定通知を受けた交付申請団体は、補助金を請求しようとするときは、七尾市訪日合宿等誘致事業費補助金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(手続の委任)

第13条 団体は、第10条及び前条に係る手続を日本の旅行者(旅行業法に基づく旅行者の登録を受けた者)に委任することができる。この場合において、団体は、市長に委任状(様

式第5号)を提出しなければならない。

(補助金の返還請求)

第14条 補助金の交付に関し、条例及び規則並びに告示に違反し、又は偽りその他不正の行為があったと認められる場合、市長は補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(雑則)

第15条 この告示で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年12月13日告示第337号)

この告示は、令和4年1月1日から施行する。